

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 25 日

秋田県知事 佐竹 敬久 殿

提出者 住 所 秋田県大館市花岡町字大森山下67番地
氏 名 白川建設株式会社 代表取締役 白川 懸士
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0 1 8 6 - 4 6 - 1 5 3 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	白川建設株式会社
事業場の所在地	秋田県大館市花岡町字大森山下67番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高： 1, 375, 483千円 (税込)
③ 従業員数	88 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1の通り



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず			
	排出量	3,360.94t	159.48t	21.81t	5.68t			
	（これまでに実施した取組） 当事業所で排出される産業廃棄物は、建設工事現場から排出されるがれき類（アスファルト塊・コンクリート塊）、廃プラスチック類、工事支障木、伐根が大半になります。排出量については受注工事内容により変化しますが、再生利用の拡大を図り排出量を抑制します。							
② 計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類				
	排出量	3,000t	150t	15t				
	（今後実施する予定の取組） 工事受注量や受注工事内容により排出する産業廃棄物の種類や排出量が変わるので、計画は困難となります。							

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類…アスファルト殻・コンクリート殻
③ 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・工事受注量や受注工事内容により排出する産業廃棄物の種類や排出量が変わるので、計画は困難となります。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート）	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2,436.75t	
	（これまでに実施した取組） ・ 破碎し、再生砕石として構造物基礎材・裏込材等として使用しています。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート）	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,000t	
	（今後実施する予定の取組） ・ 工事受注量や受注工事内容により排出する産業廃棄物の種類や排出量が変わるので、計画は困難となります。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	
	（これまでに実施した取組） ・ 特に行っていません。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	
	（今後実施する予定の取組） ・ 今後も実施する予定はありません。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	
	（これまでに実施した取組） ・実施していません。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず				
	全処理委託量	3,360.94t	159.48t	21.81t	5.68t				
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t				
	再生利用業者への 処理委託量	924.19t	159.48t	21.81t	5.68t				
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t				
	（これまでに実施した取組） ・処理委託先の許可内容の確認を行い、適正な契約書を締結します。								

(第5面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	
	全処理委託量	1,000t	150t	15t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	0t	
	再生利用業者への 処理委託量	1,000t	150t	15t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	
	(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施してきた取り組みの徹底。 工事受注量や受注工事内容により排出する産業廃棄物の種類や排出量が変わるので、計画は困難となります。				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1. 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	処分方法
がれき類 (コンクリート)	自社にて再生砕石として再資源化。
がれき類 (アスファルト)	再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化。
木くず	収集運搬業者に処分業者まで運搬してもらい、処理施設にて破碎し、チップとして再資源化。
金属くず	収集運搬業者に処分業者まで運搬してもらい、処理施設にて破碎選別もしくは埋立処分を行う。
廃プラスチック類	収集運搬業者に処分業者まで運搬してもらい、処理施設にて破碎選別もしくは埋立処分を行う。
ゴムくず	収集運搬業者に処分業者まで運搬してもらい、処理施設にて破碎選別もしくは埋立処分を行う。
ガラスくず	収集運搬業者に処分業者まで運搬してもらい、処理施設にて破碎選別もしくは埋立処分を行う。
紙くず	収集運搬業者に処分業者まで運搬してもらい、焼却処分実施。
繊維くず	収集運搬業者に処分業者まで運搬してもらい、焼却処分実施。
燃えがら	収集運搬業者に処分業者まで運搬してもらい、埋立処分実施。
汚泥 (含水率85%以下のものに限る)	収集運搬業者に処分業者まで運搬してもらい、埋立処分実施。

※ コンクリート塊状石綿含有廃棄物を含む産業廃棄物は、秋田県環境保全センターに処分を依頼する。

別添2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制図

